

採用について（正規職員）

給与について

（給与・退職金の種類）

毎月支給：給料（本俸） 特殊業務手当 扶養手当 地域手当 通勤手当 住居手当
都度支給：超過勤務手当 期末手当・勤勉手当（賞与） 退職金

（初任給）

初任給は、大学卒業者は、1級25号給、短期大学等卒業者は、1級17号給とする。初任給は、職歴等を考慮して、理事長が定める。

例）平成30年度 しらかば保育園初任給（地域手当3%、賞与4.5ヶ月分）

	職	号級	本俸	特殊業務 手当	地域 手当	月額合計	賞与	年額
大卒	保育士	1 - 25	168,100	7,800	5,043	180,943	779,144	2,950,460
短大・専門	〃	1 - 17	152,200	7,800	4,566	164,566	705,447	2,680,239

（昇給）

昇給は、原則として年1回行う。昇給の号給数は、原則4号給とする。（約1万円）

例）平成30年度 しらかば保育園基準 2年目職員（地域手当3%、賞与4.5ヶ月分）

	職	号級	本俸	特殊業務 手当	地域 手当	月額合計	賞与	年額
大卒	保育士	1 - 29	175,800	7,800	5,274	188,874	814,833	3,081,321
短大・専門	〃	1 - 21	160,800	7,800	4,824	173,424	745,308	2,826,396

例）平成30年度 しらかば保育園基準 3年目職員（地域手当3%、賞与4.5ヶ月分）

	職	号級	本俸	特殊業務 手当	地域 手当	月額合計	賞与	年額
大卒	保育士	1 - 33	182,700	7,800	5,481	195,981	846,815	3,198,587
短大・専門	〃	1 - 25	168,100	7,800	5,043	180,943	779,144	2,950,460

* 上記昇給例は、定期昇給のみの場合です。定期昇給は、在職年月数に応じて確実に昇給します。

* 上記の例には特殊業務手当・地域手当を除く各種手当（超過勤務手当・通勤手当・住居手当等）は含まれておりません。

(各種手当)

特殊業務手当 保育士 7,800円

扶養手当 扶養親族のある職員に対して支給

地域手当 (給料月額+扶養手当) × 3.0% (しらかば保育園)

通勤手当 通勤距離が片道2km以上の場合支給する。

(1) 電車・バス等利用の場合 55,000円(月額上限)

(2) 自家用車・自転車使用の場合、24,500円(月額上限)

住居手当 (1) 自分で契約して住居を借り、家賃が月額12,000円を超えている
27,000円(月額上限)

(2) 自分が所有している住宅に居住していて世帯主である
4,000円/月

(超過勤務手当)

職務上命令により勤務時間を延長又は法定外休日に勤務させた場合は、支給する。

ただし、振替休日を与えた場合は、支給しない。

(退職金)

独立行政法人福祉医療機構に加入し、支給を行う。(全員)

各都道府県の社会福祉協議会従事者共済会に職員が加入した場合は、支給を行う。(任意)

(期末・勤勉手当)

職員の期末手当及び勤勉手当については、6月と12月に支給している。

(雇用保険・社会保険)

雇用保険、労災保険、健康保険(全国健康保険協会(協会けんぽ) 厚生年金 に加入

(試用期間)

入職から4ヶ月(勤務時間・給与・休暇等条件は同じ)

*** 給与・休暇等については、東京都の公務員に準じています。**

勤務時間・休日・休暇について

（勤務時間）

1日8時間勤務（休憩45分） 早番遅番あり（シフト制）

土曜出勤は必ず振替休日があります

勤務時間については、利用児童の状況により変動があります。

保育士の基本勤務時間 8:30～17:15

栄養士・調理師の基本勤務時間 8:00～16:45

（休日）

日曜日及び勤務日以外の土曜日、国民の祝日

年末年始（12月29日、30日及び31日、1月2日及び3日）

年間休日数は、約120日

（休暇及び休業）

休暇 … 年次休暇、病気休暇、特別休暇、子の看護休暇、介護休暇（全て有給）

休業 … 育児休業・介護休業（無給、雇用保険から手当金支給）

（有給の休暇の種類）

年次休暇 初年度は10日、2年目は16日、以後一年ごとに1日増（20日限度）
（入職日から）

病気休暇 病気（伝染病・出勤停止の疾病）での休み

特別休暇 夏期特別休暇 5日（6月1日から8月31日の間）

結婚したとき 引き続く7日

忌引き 父母・子・配偶者 引き続く7日 ほか

女子職員の出産 産前産後各8週間

配偶者の出産 2日

証人・参考人・裁判員として公官署に出頭するとき 必要と認める時日数

法人が指定した資格の取得・派遣研修受講 必要とする期間

子の看護休暇 小学校就学前の子どもがいる場合

一人につき 5日（2人以上は10日）

介護休暇 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害がある親族がいる場合

一人につき 5日（2人以上は10日）